

（前部潜り込み防止装置）

第24条の2 前部潜り込み防止装置の強度、形状等に関し保安基準第18条の2第5項の告示で定める基準は、別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する構造又は装置が別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合する場合にあっては、この限りでない。

2 保安基準第18条の2第5項の前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、すべての車輪に動力を伝達することができる動力伝達装置を備えた自動車（以下「全輪駆動車」という。）、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車をいう。

3 保安基準第18条の2第5項ただし書の告示で定める自動車は、次のいずれかに掲げる要件に適合する構造を有するものとする。

一 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 車体前面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が衝突した場合において、当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを前部潜り込み防止装置と同程度以上に防止することができるものをいう。以下この項、第102条の2第4項及び第180条の2第4項において同じ。）の平面部（自動車の左右それぞれの最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。以下この項、第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mmの位置を両端とする部分をいう。以下この項、第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上）であって、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内にあること。

ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下）にあること。

ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前端（衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ、連結装置並びにスノープラウ取付ブラケットを除く部分をいう。以下第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm以下であること。

- 二 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあつては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上400mm以下であること。
- 4 前部潜り込み防止装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第18条の2第6項の告示で定める基準は、別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準とする。